

くじ引きの手順等について

落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上いる場合、若しくは低入札価格調査の結果、又は総合評価方式の入札において、それぞれ落札候補者となるべき者が2者以上いる場合は、入札書記載のくじ番号により落札者を決定します。

■ くじ引きの手順

- ① 落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」と言います。）について、本市の入札参加受付番号（管理番号）の小さい順に、0，1，2・・・と落札判定番号を割り当てます。
- ② くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札参加受付番号（管理番号）を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。
- ③ ②で求めた余りと、①の落札判定番号とが一致する事業者を落札者として決定します。
- ④ 低入札価格調査を行う場合、又は総合評価方式の入札において、落札候補者となるべき者が2者以上いる場合は、落札候補者の落札判定番号に1を加えた落札判定番号の者を次順位者とします。（落札候補者の落札判定番号に1を加えた落札判定番号の者が存在しない場合は、0の落札判定番号の者を次順位者とします。）

【算定例】 ※落札者となるべき同価格の入札をした者（くじ対象者）が3者の場合

くじ対象者	A社	B社	C社
(ア) 入札参加受付番号（管理番号）	6 7 8 9	1 2	3 4 5
(イ) 落札判定番号（アの小さい順）	2	0	1
(ウ) くじ番号（任意の3桁の数字）	5 2 7	2 0 9	0 3 6
(エ) アとウを合算した数字	7 3 1 6	2 2 1	3 8 1
(オ) エの総合計÷くじ対象者数	7 9 1 8 / 3		
(カ) オの余り	1		
(キ) 落札者（落札候補者）	C社 (次順位者は、イの落札判定番号が2のA社)		

■くじ引きに関するQ & A

① 共同企業体が入札をした場合の入札参加受付番号（管理番号）は、どのようになりますか。

代表者が入札参加受付番号（管理番号）により、落札判定番号の付与並びにくじ番号との合算を行います。

② 入札書にくじ番号を記載しなかった場合は、どのようになりますか。

入札書にくじ番号が記載されていない場合は、当該入札者（共同企業体の場合は代表者）の入札参加受付番号（管理番号）の下3桁をくじ番号とみなし算定します。

③ 入札書にくじ番号を記載しなかったのに、開札日に傍聴に行き、その場で記入しても構いませんか。

開札時に、入札書に数字等を記載することは公正性の観点から認められません。

④ 落札となるべき同価格の入札をした者が、いずれも開札を傍聴している場合は、当事者により直接くじ引きを行うのか。

質問の場合であっても、くじ引きは、すべて入札書に記載されたくじ番号をもとに行いますので、開札会場での直接のくじ引きによる落札決定は行いません。